

改正 令和4年2月24日 原規技発第2202246号 原子力規制委員会決定

令和4年2月24日

原子力規制委員会

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイドの一部改正について

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第1306192号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する。

別表 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>3. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 検討用地震の選定</p> <p>3.2.1 地震の分類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>施設の構造が免震構造である場合は、やや長周期の地震応答が卓越するため、必要に応じてやや長周期の地震動が卓越するような地震が検討用地震として適切に選定されていることを確認する。</u></p> <p>5. 基準地震動</p> <p>5.1 策定方針</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>施設の構造が免震構造である場合は、やや長周期の地震応答が卓越するため、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動が策定されている必要がある。</u></p>	<p>3. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 検討用地震の選定</p> <p>3.2.1 地震の分類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>施設の構造に免震構造を採用する等、やや長周期の地震応答が卓越する施設等がある場合は、必要に応じてやや長周期の地震動が卓越するような地震が検討用地震として適切に選定されていることを確認する。</u></p> <p>5. 基準地震動</p> <p>5.1 策定方針</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>施設の構造に免震構造を採用する等、やや長周期の地震応答が卓越する施設等がある場合は、その周波数特性に着目して地震動評価を実施し、必要に応じて他の施設とは別に基準地震動が策定されている必要がある。</u></p>